

## 小金井市行財政改革市民会議（第2回）次第

日時 平成30年2月21日（水）  
午後6時00分から  
場所 前原暫定集会施設A会議室

- 1 各課からの状況説明等（地域福祉課、生涯学習課）
- 2 アクションプラン2020の進行管理（平成29年度分）について
- 3 小金井市公民連携アウトソーシング基本方針（素案）について
- 4 小金井市受益者負担基準（素案）について
- 5 小金井市補助金等の見直し基準（素案）（たたき台）について
- 6 その他

### ※ 配布資料

- 資料1 市の主な計画の策定根拠
- 資料2 生活保護の平均単価（試算）
- 資料3 アクションプラン2020進行管理シート（取組別 H30.2/21 現在）
- 資料4 小金井市公民連携アウトソーシング基本方針（素案）
- 資料5 小金井市受益者負担基準（素案）
- 資料6 小金井市補助金等の見直し基準（素案）（たたき台）
- 資料7 小金井市補助金等の見直しについて（概要版）（平成11年11月）

## 市の主な計画の策定根拠

計画等の名称	担当課	策定年月 (最終改定年月)	計画期間	策定根拠
小金井しあわせプラン(第4次 小金井市基本計画・後期基本 計画)	企画政策課	H28.3	H28～H32	小金井市議会基本条例
人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦 略	企画政策課	H28.3	人口ビジョン: H27～H72、 総合戦略:H 27～H31	まち・ひと・しごと創生法
公共施設等総合管理計画	企画政策課	H29.3	H29～H63	総務省通知「公共施設等総 合管理計画の策定にあたっ ての指針」(平成26年4月2 2日)
第5次男女共同参画行動計画	企画政策課	H25.3	H29～H32	男女共同参画社会基本法
第2次環境基本計画	環境政策課	H27.3	H27～H32	環境基本法
地球温暖化対策地域推進計 画	環境政策課	H27.3	H27～H32	地球温暖化対策推進法
一般廃棄物処理基本計画	ごみ対策課	H27.3	H27～H36	廃棄物処理法
保健福祉総合計画 (①地域福祉計画、②健康増 進計画、③障害者計画・第3 期障害福祉計画、④第5期介 護保険・高齢者保健福祉総合 事業計画)	地域福祉課	H24.3	①H24～H28 ②H24～H28 ③H21～H28 ④H24～H26	①地域福祉法 ②健康増進法 ③障害者基本法、自立支援 法 ④老人福祉法、介護保険法
第3次食育推進計画	健康課	H29.3	H29～H33	食育基本法
のびゆくこどもプラン 小金井 (小金井市子ども・子育て支援 事業計画)	子育て支援課	H27.3	H27～H31	次世代育成支援対策推進 法
都市計画マスタープラン	都市計画課	H24.3	H24～H32	都市計画法
住宅マスタープラン	まちづくり推進課	H24.3	H24～H33	住宅基本法
耐震改修促進計画	まちづくり推進課	H26.3	H26～H32	耐震改修促進法
交通安全計画	交通対策課	H29.3	H28～H32	交通安全対策基本法
第2次明日の小金井教育プラ ン	庶務課	H28.3	H28～H32	教育基本法

※策定根拠は、計画策定時の法令等を記載している。

## 生活保護の平均単価（試算）

	被保護		保護支給状況 (C)	平均単価（試算）	
	世帯(A)	人員(B)		1世帯当たり(C/A)	1人当たり(C/B)
平成24年度	1,205	1,416	2,900,221,446	2,406,822	2,048,178
平成25年度	1,287	1,513	2,987,803,955	2,321,525	1,974,754
平成26年度	1,337	1,561	3,002,714,552	2,245,859	1,923,583
平成27年度	1,381	1,597	3,057,346,723	2,213,864	1,914,431
平成28年度	1,461	1,680	3,124,419,527	2,138,548	1,859,773

※ 被保護世帯、被保護人員及び保護支給状況は、該当年度の事務報告書から抜粋

※ 保護支給状況及び平均単価（試算）の単位は円

# アクションプラン2020 進行管理シート (平成29年度分)

(平成30年2月21日現在)

## ■ 記載内容

### H29年度の取組 (D)

取組項目ごとの、平成29年度の計画(P)に対する、平成30年3月時点の見込みの取組内容

### 今期の評価 (C)

計画(P)に対する取組についての評価と評価の理由を記入

#### 【凡例】

- S : 計画を超えて達成
- A : 計画どおりに達成
- B : 実施したが計画に未達
- C : 未実施

#### (評価の例)

- 課内検討 → S : 庁議等で協議し一定結論を得た  
A : 課内検討を終え一定結論を得た  
B : 検討を進めたが結論を得ていない  
C : 課内検討に至らなかった
- 庁内検討 → S : 行政決定し、事業を実施した  
A : 庁議等で協議し一定結論を得た  
B : 検討を進めたが結論を得ていない  
C : 庁内検討に至らなかった
- 実施 → S : 想定以上の成果が出た  
A : ほぼ想定どおりの成果が出た  
B : 効果が想定を下回った、実施時期が遅れた  
C : 実施に至らなかった
- 推進 → S : 新たな取組へ昇華した  
A : 遺漏なく推進した  
B : 推進したが実施できなかった  
C : 事業自体廃止した

### 改善事項 (A)

アクションプラン2020で定めた計画(P)の変更が必要な場合、その内容を記入

## ■ 進行管理／進捗チェックの流れ

- ①各部署での自己評価 (D・C・A)
- ②行財政再建推進本部(庁内)での進行管理 及び  
行財政改革市民会議(庁外)での進捗チェック (C・A)
- ③各部署が記入した評価等を見直し (C・A)

# アクションプラン2020 進行管理シート

## 取組①

### 後世に夢を残そう！ 税収等の確保

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
第4次小金井市基本構想・後期基本計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	企画政策課	⑧推進	→	施策マネジメント評価 まち・ひと・しごと創生総合戦略評価	A	各評価シートを定量評価とすることにより、担当各課自身による可視化をはかった。	なし
不動産公売・インターネット公売	納税課	⑤準備	⑦実施	不動産・インターネット不動産の公売環境を整備した。	A	インターネット不動産の公売環境は整備済みであり、平成29年度中に公売実施予定である。	なし
市税収納率の改善 (東京都市部で上位となる収納率の確保・維持)	納税課	⑧推進	→	市税・国保税収納率改善に係る滞納事案の進行管理を強化した。	S	市税・国保税とも、平成29年12月末日時点で、現年度・滞納繰越・合計収納率のいずれも、平成28年度を上回る収納率を確保・維持している。	なし
開発の推進	まちづくり推進課		②課内検討	課内検討を実施	A	今後のまちづくりについて、来年度の推進に向けて課内検討を行った。	なし

### 行財政改革市民会議による 進捗チェック(C)

- 「市税収納率の改善」について、市税・国保税は歳入の根幹である。更なる改善に努めていただきたい。
  - ・都内でも上位の収納率を維持している努力を評価する。ただし、計画の範疇であり、評価は「A」が妥当である。
  - ・H29年度の進行管理改善の具体的内容、H30年度の目標及び取組について、市民会議に示していただきたい。
- 「第4次基本構想・後期基本計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進」「開発の推進」をしっかりと進めていただきたい。
  - ・H30年度からは第5次基本構想・前期基本計画の策定作業に入ると聞く。将来を見据えた課題解決に努めていただきたい。
  - ・今後は「ビルド&スクラップ」の発想で、ビルドを見据えてスクラップを強い意思で行うことが不可欠である。

# アクションプラン2020 進行管理シート

## 取組②

### 知恵と工夫で勝負！ 新たな財源等の確保

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
寄付金の募集強化(ふるさと納税の活用推進)	企画政策課	①調査	②課内検討	他市事例研究 業者ヒアリング実施 予算要求	A	他市事例研究、業者ヒアリングを実施しており、実施に向けたプロセスを進捗させた。	なし
寄付金の募集強化の仕組みづくり	行政経営担当		②課内検討	他市事例研究 業者ヒア実施	A	一定検討を行い、来年度の検討に向けた方向性を決めた。	なし
広告等の活用推進	行政経営担当	⑧推進	→	要綱に基づき継続実施	A	現行の体制を推進したが、新たな検討は特段行っていない。	なし
事業使用に係る公園使用許可制度導入(有償)	環境政策課		②課内検討	制度導入の決定	A	平成30年度からの制度導入を決定したため	なし
「高齢者福祉のしおり」作成の官民協働事業化	介護福祉課	⑦実施		実施	A	計画どおりに実施しており、達成できる見込みである。 ※「高齢者福祉のしおり」は校正段階	なし
ネーミングライツ導入(総合体育館・栗山運動公園)	生涯学習課	②課内検討	→	未実施	C	東京都から、ネーミングライツ収入が体育館の機能を高め、公園利用者にとってもメリットがない限り、土地使用料をもらうことになる <sup>と</sup> 明言されているため、検討しきれない状態である。	なし

### 行財政改革市民会議による 進捗チェック(C)

- 「寄付金の募集強化」は、ふるさと納税の普及に対して急務である。しっかりと取組を実施していただきたい。  
・「寄付金の募集強化の仕組みづくり」のスケジュールと効果の見込みについて、市民会議に示していただきたい。
- 「事業使用に係る公園使用許可制度の導入」を前倒しで進めたことを高く評価したい。  
・計画を前倒しで進めたのであるから、評価は「S」が妥当である。  
・他の施設における制度導入の是非について、H30上半期中に検討を進めていただきたい。
- 「『高齢者福祉のしおり』作成の官民協働事業化」も順調に進められていることを評価する。  
・その他市が配布するパンフレット等の官民協働事業化について、各課からの新たな取組に期待したい。
- 総合体育館における「ネーミングライツ導入」は実施可能であるか否か、検討を進めて市民会議にも報告していただきたい。  
・たとえば、ネーミングライツ収入を都と市で折半する等の工夫で都と調整可能か等も検討していただきたい。  
・栗山運動公園も含めて、検討・実施のスケジュールを市民会議に示していただきたい。  
・実施するならば、東京オリンピック・パラリンピック2020が行われて機運が盛り上がるH32年度までに行うべきである。

# アクションプラン2020 進行管理シート

## 取組③

### 類似団体から学べ！ コスト管理・特別会計等健全化の推進

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
各部・各課コスト管理の推進	行政経営担当		①調査	他市事例調査	B	他市事例等調査しているが、来年度も引き続き他市事例を研究していく。	なし
地方公会計の整備	財政課	⑧推進	→	他課とのヒアリング等実施 固定資産台帳の整備	A	委託業者、他課との調整のうえ固定資産台帳の整備を行い、その他業務についても積極的に推進している。	なし
主管課契約事務の見直し	管財課		②課内検討	他市事例研究	A	他市の主管課契約を行う基準について調査研究を行った。	なし
新たな入札契約方式(DB・DBO等)の活用促進	管財課	②課内検討	③庁内検討	契約事務適正化検討委員会にて検討	B	本市における具体的案件がなく、事例の紹介等情報共有を行った。	なし
低未利用地の活用・処分	管財課	⑧推進	→		B	現在低未利用地となっている土地について、有用な利用法に至らなかった	なし
地方公会計の整備	管財課	⑧推進	→	公有財産台帳について、財政課へのデータ提供を実施	A	必要とされるデータを適宜調査のうえ提供した	なし
地方公会計の整備	会計課	⑧推進	→	固定資産台帳に掲載する項目に平成28年度増減分を追加	A	規定のスケジュールどおりに対応している	なし
開票事務の迅速化	選挙管理委員会事務局		②課内検討	他市事例研究 開票事務の振り返り	B	他市が開票作業をどのようにしたら迅速化したかを確認し、今後の開票事務に活かせるかを検討した。	なし
特別会計の健全化	保険年金課	⑧推進	→	次年度制度改革・税率等改正準備 保健事業の推進	A	法定外一般会計繰入金削減解消に向けた取組を実施したため	なし
低未利用公園等の活用	環境政策課	②課内検討	→	方針策定の決定	A	平成30年度に公園等整備基本方針の策定を決定したため	なし

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
土地開発公社の財政健全化 (まちづくり事業用地借入金の期限内の返済)	都市計画課	③庁内検討	→	・長期保有地を売却し、収益を借入金償還に充当	B	関係部署と検討調整を行い、今後の方針について一定の結論を得たが、期限内の完済は困難であり、償還期限を延伸する扱いとなったため。	なし

### 行財政改革市民会議による 進捗チェック(C)

○「各部・各課コスト管理の推進」は、財政健全化の中心的な取組である。

・計画どおり、H31年度実施とできるよう進捗を図っていただきたい。

○「地方公会計の整備」の取組状況と見通しを明らかにしていただきたい。

・計画では、H29年度から32年度まで「推進」である。取組のスケジュール等を市民会議に示していただきたい。  
・特に、整備後の公会計をどう自治体経営の改善に活用するのか、検討を進めていただきたい。

○「低未利用地の活用・処分」の検討状況を、市民にわかるよう「見える化」すべきである。

・市有地や賃借している土地及びその利用状況がそもそも市民にはわかりにくい。「見える化」して市民会議に示していただきたい。

○「開票事務の迅速化」は、H31年度の選挙で実施できるよう準備を進めていただきたい。

・選挙がないのH30年度中に、計画通りに準備を進める必要がある。検討状況や方向性を市民会議に報告していただきたい。  
・選挙の投開票事務における学生・市民ボランティアの活用等、具体的に検討していただきたい。

○「特別会計の健全化」(保険年金課)の取組は評価する。今後のスケジュールを明らかにしていただきたい。

・計画では、H29年度から32年度まで「推進」である。取組のスケジュールと見込まれる効果を市民会議に示していただきたい。

○「低未利用公園等の活用」を前倒しで取り組んだことは高く評価する。

・計画ではH32年度下半期実施となっているところを、前倒しで取り組んだ。評価は「S」が妥当である。

○「土地開発公社の財政健全化」は、今後も「推進」すべきである。

・計画にはH30年度下半期以降の取組を検討して、アクションプラン2020の見直しの中で位置付けるべきである。



# アクションプラン2020 進行管理シート

## 取組④

### 民の強み、行政の役割！ 公民連携アウトソーシングの推進

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
公民連携アウトソーシング基本方針の策定	行政経営担当	②課内検討	④審議会等	他市事例調査 方針案策定 市民会議に素案提示	A	来年度策定に向け、計画通りに進捗した。	なし
窓口改革の推進(市民課窓口委託等)	行政経営担当	③庁内検討	→	窓口改革検討部会設置 市民課窓口委託検討	B	部会で検討を進め、委託化の道筋が付いたが、いくつかの検討課題が残っている。	なし
市民課窓口業務委託に伴うフロア案内業務と総合案内業務の見直し	広報秘書課	③庁内検討	→	課内検討	B	窓口改革部会でも検討されたが、実施の是非及び内容等の結論を得ていない。	庁内検討を継続
公民連携アウトソーシング基本方針に基づく業務見直し	管財課		①調査	市有施設の集中管理方法を、施設巡回から警備委託化を実施	A	従来の施設管理室職員の巡回を廃止し、警備を委託したことで、段階的に施設管理室職員を減員できた	なし
収納・振込業務の効率化	会計課		①調査	効率化の手法等について情報収集に取組	B	指定金融機関等からヒアリングを行ったが、市の情報セキュリティの観点から課題を確認するにとどまった	なし
市民課窓口委託	市民課	②課内検討	③庁内検討	他市事例研究、他市視察 業者ヒアリング実施 課内にて委託勉強会実施 窓口改革部会にて検討 委託内容について庁内調整	A	平成29年度から、窓口業務の委託化について研究・検討を始め、関係課と調整を重ねた。その結果、現庁舎における委託内容について検討し、結論を得た。	なし
市民課窓口委託に伴うフロア案内業務と総合案内業務の見直し	市民課	③庁内検討	→	窓口改革部会にて検討 他市事例研究	B	検討の結果、フロア案内業務は市民課窓口委託と併せて委託業務に含めることとしたが、総合案内業務については、関係課との調整により、現時点で委託業務に含めないこととした。	庁内検討を継続
公民連携アウトソーシング基本方針に基づく業務見直し	コミュニティ文化課		①調査	○他市の施設の状況調査	B	調査に着手したが、完了に至っていない。	なし

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
環境楽習館の指定管理者制度導入	環境政策課	②課内検討	③庁内検討	指定管理による効果等をまとめ、庁内検討を実施	A	指定管理以外の方法で管理することが行政決定された	現行の運営形態で利用改善に努める
草木枝葉収集委託	ごみ対策課	⑦実施		4月実施済み	S	雑草、枝木類の申し込みなしの全戸別回収開始とともに、円滑に委託化が完了した。また、枝木類の戸別収集に伴い、可燃ごみの減量を図ることができた。	なし
公民連携アウトソーシング基本方針に基づく業務見直し	自立生活支援課	①調査	②課内検討	他市事例の調査 課内検討	A	計画どおり課内検討を進めている。	なし
市立保育園の民営化(2園)	保育課		④審議会等	公立保育園運営協議会の議題とするか検討	B	公立保育園運営協議会の議題とすることができていない。	なし
学童保育所委託(さわらび学童保育所・みなみ学童保育所)	児童青少年課		⑤準備	公募型プロポーザルの実施 事業者決定・契約 受託事業者への引継ぎ	A	スケジュールどおり進めることができた。	なし
学童保育所委託(1所)	児童青少年課		①調査	調査準備	B	暫定的に児童館施設と併用利用するようになったことにより、進展はなかった。	なし
児童館業務委託	児童青少年課		②課内検討	継続実施	B	運営検討委員会を5回開催した。	なし
街路灯の一斉LED化	交通対策課	⑦実施		事業者との協議 LED灯の設置	A	市が管理する街路灯について、LED灯の設置を行った。	なし
施設管理業務の委託化	庶務課	⑦実施	→	4月から中学校4校の委託を開始	A	4月から中学校4校を予定どおり委託した。現在のところ委託状況は良好である。	なし
市テニスコート場の指定管理者委託の導入	生涯学習課		②課内検討	検討を重ねたが、結論に至っていない。	B	テニスコート指定管理者制度導入のメリットが明確にならない。指定管理者の自主事業を行うと、利用者に利用制限をかけるしまう。	なし
図書館業務委託	図書館	④審議会等	→	図書館協議会に「小金井市の図書館の在り方」を諮問	A	本年度末までに答申を受ける見込み	なし

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
公民館センター化・業務委託	公民館	①調査	②課内検討	中長期計画の策定に向けて課内で検討。	B	検討を進めているが、結論には至っていない。	なし

## 行財政改革市民会議による 進捗チェック(C)

- 「公民連携アウトソーシング基本方針の策定」が順調に進んでいる点を評価する。
  - ・まず、基本方針に基づく民営化・指定管理化・業務委託化の検討をしっかりと進めていただきたい。
  - ・その上で、包括委託等、新たな公民連携アウトソーシングにも積極的に取り組んでいただきたい。
- 「市立保育園の民営化」は、積年の課題を大きく前進させたことを高く評価する。
  - ・児童の減少が見込まれる中で子育て支援の充実を図るためには、既存業務の見直しが急務である。
  - ・関係者にその必要性をしっかりと説明して取組を着実に進めていただきたい。
- 「窓口改革の推進」が進んでいることは評価する。
  - ・市民課窓口委託による効果は何か、市民サービス向上及び財政効果の観点から明確にしていきたい。
  - ・「窓口改革」は業務見直しの絶好の機会である。市民課の既存業務をどう見直すのか、市民会議に示していただきたい。
  - ・市民課窓口以外の窓口の委託について、検討状況を市民会議に示していただきたい。
- 「学童保育所委託」「児童館業務委託」は第3次行財政改革大綱からの継続課題である。
  - ・スケジュール及び検討課題等を、市民会議に示していただきたい。
- 「市テニスコート場の指定管理者委託の導入」ではメリット・デメリットの「見える化」を図っていただきたい。
  - ・制度を踏まえて指定管理を基本に、市民全体にとって、よりメリットのある方策を検討していただきたい。
  - ・特に、計画の変更を要する場合には、早い段階で市民会議にも報告していただきたい。
- 「図書館業務委託」は第3次行財政改革大綱からの継続課題である。
  - ・指定管理化、本館窓口業務の委託化、緑分室の委託化等、民間活力の活用を推進していくべきである。
- 「公民館センター化・業務委託」は第3次行財政改革大綱からの継続課題である。
  - ・指定管理化、緑分館の委託化等を実施していくべきである。
- なお、「学校給食調理業務の更なる委託」について、課内検討をH30年度上半期中に完了していただきたい。
  - ・H30年度の取組であるが、アクションプラン2020見直し上の論点となるため、特に注意を喚起しておきたい。
  - ・スケジュールを立てて計画的に検討を進めていただきたい。検討スケジュールを市民会議に示していただきたい。

# アクションプラン2020 進行管理シート

## 取組⑤

### 徹底した市民目線で！ 補助金・受益者負担・給付水準の適正化

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
補助金等交付の基準見直し	行政経営担当	②課内検討	④審議会等	他市事例調査 方向性検討 市民会議の意見聴取	B	事例調査、課内検討を進め、市民会議の意見聴取を行ったが、基準案の作成に至っていない。	なし
受益者負担の基準見直し	行政経営担当	②課内検討	④審議会等	他市事例調査 見直し案策定 市民会議に素案提示	A	来年度策定に向け、計画通りに進捗した。	なし
給付水準の見直し	行政経営担当		②課内検討	他市事例調査 方向性検討	B	事例調査、課内検討を進め、市民会議の意見聴取を行ったが、素案を提示する段階に至っていない。	なし
委員会、審議会の報酬見直し	行政経営担当		②課内検討	他市事例調査 方向性検討	B	事例調査、課内検討を進め、市民会議の意見聴取を行ったが、素案を提示する段階に至っていない。	なし
新基準に基づく補助金等の見直し	財政課		②課内検討	各課補助金の把握	B	予算編成等をとおり補助金の把握に努めたが、新基準の方向性は今後検討のため、手法等具体的検討には至っていない。	なし
互助会交付金の見直し	職員課	⑦実施		互助会交付金の負担割合の引下げを実施	A	他市状況を踏まえ、引下げを計画どおり実施できたため。	なし
新基準に基づく補助金等の見直し	コミュニティ文化課		①調査	○他市の補助等の状況調査	C	新基準が示されていないため未実施	なし
新基準に基づく受益者負担の見直し	コミュニティ文化課		①調査	○他市の集会施設の利用者負担の状況調査	C	新基準が示されていないため未実施	なし
市民農園使用料の見直し	経済課	⑦実施		4月1日改定 4,800円から6,600円/年	A	平成28年度に条例改正を行い、平成29年4月1日より使用料を改定することができたため	なし
新基準に基づく受益者負担の見直し	市民税課		①調査	他市証明書発行手数料の調査	A	他市の平成29年中の調査結果を検討中	なし

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
新基準に基づく受益者負担の見直し(減免基準)	下水道課	①調査	→	具体的事例の検討	A	下水道使用料審議会において、減免規定の調査が行われた。	なし
新基準に基づく補助金等の見直し	地域福祉課	①調査	②課内検討	・他市の状況及び市内の対象となり得る団体の調査 ・課内で補助要件の検討中	B	明確な方向性の決定に至っていないため。	なし
新基準に基づく補助金・受益者負担・給付水準の見直し	自立生活支援課	③庁内検討	⑤準備	未実施	C	調査・課内検討中のため、庁内検討に至らなかった。	庁内検討を継続
更なるがん検診の有料化	健康課	④審議会等	⑤準備	健康づくり審議会への諮問 審議会からの答申 予算案の計上	A	無料実施のがん検診2項目について、有料化に向けた予算案の計上を行ったため。	なし
保育料の見直し	保育課	⑦実施	→	段階的改定をH29.4に実施	A	改正条例に基づきH29.4改定を行った。	なし
新基準に基づく補助金等の見直し	保育課	②課内検討	→	課内検討できなかった	C	待機児解消に係る新設補助金の実施を優先し、既存の補助金の見直しについて検討できなかった。	なし
学童保育料の見直し	児童青少年課		①調査	継続実施	B	引き続き調査を行っているが、具体的な進展はなかった。	なし
CoCoバス補助金の見直し	交通対策課	②課内検討	③庁内検討	庁内検討 運行事業者との協議	A	CoCoバス(CoCoバス・ミニ除く)路線の補助金の一本化について運行事業者と合意に至った。	なし
放置自転車撤去手数料の見直し	交通対策課	②課内検討	③庁内検討	他市アンケート調査 庁内検討 条例改正 補正予算計上 改定の周知準備	A	左記の取り組みの結果、自転車は1,500円⇒2,500円、原付は3,000円⇒4,000円に改定し、平成30年4月より実施するに至った。	なし
就学援助の見直し	学務課	⑦実施	→	・認定倍率の見直し ・前倒し支給の実施	A	計画通りの実施ができた。	なし

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
公民館有料化	公民館	①調査	②課内検討	中長期計画の策定に向けて課内で検討。	B	検討を進めているが、結論には至っていない。	なし

### 行財政改革市民会議による 進捗チェック(C)

- 「補助金等交付基準の見直し」「受益者負担の基準見直し」「給付水準の見直し」を着実に進めていただきたい。
- ・補助金等の見直しと「見える化」は積年の課題である。一部遅れが見られるが、着実に進めていただきたい。
  - ・各課においても、基準等見直しと並行して課題を整理し、見直しの準備を進めておいていただきたい。
- 「公民館有料化」は、第3次行財政改革大綱からの継続課題であり、H31年度上半期に実施する計画である。
- ・公民館運営審議会の答申を受けての市の方針及び検討状況について、市民会議にも説明していただきたい。

# アクションプラン2020 進行管理シート

## 取組⑥

### 少数精鋭で高い市民サービス！ 職員数の適正化と重点配置

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
定員管理計画の策定(職員数削減・重点配置)	行政経営担当	③庁内検討	⑦実施	働き方改革部会設置 計画策定	S	上半期に定員管理計画を前倒して策定した。	なし
類似団体との職員数差分析(4人)	総務課		①調査	他市事例調査	A	類似団体の業務内容について調査した。	なし
中長期的な展望に基づく計画的な職員採用	職員課	③庁内検討	⑤準備	定員管理計画の策定を受けた職員採用の検討、準備	A	定員管理計画を踏まえた、職員採用試験を実施したため。	なし
類似団体との職員数差分析(1人)	コミュニティ文化課		①調査	○他市の所掌事務等調査	B	調査に着手したが、完了に至っていない。	なし
農政系の兼務化	経済課	②課内検討	③庁内検討	関係部署と協議 平成30年度の人件費予算を商工費にて要求	A	財政課、職員課と協議を行い、農政系の人件費を平成30年度から商工費へ組み替え、内示を受けたため	なし
課税業務見直しによる類団差整理(1人)	市民税課		①調査	住民税事務研究会報告の調査	B	他市の課税業務調査内容を検討中 類団の詳細については未実施	なし
類似団体との職員数差分析(3人)	資産税課		①調査	他市事例研究	A	東久留米市との比較を踏まえて課内検討を行い、検討結果をまとめた。	なし
ごみ対策課業務見直し(分室業務・類団差整理を含む)	ごみ対策課	①調査	→	分室業務のあり方検討実施 類団の事業内容に関する調査を実施	B	類団においては、ごみ収集の有料化を開始したばかりで、業務上の課題等が整理される段階になく、実態を伴わない事業数等による比較しかできない。	なし
類似団体との職員数差分析(4人)	都市計画課		①調査	・東久留米市都市計画課、 道路計画課にヒアリング	A	東久留米市の都市計画課、道路計画課に対しヒアリングを実施したため。	なし

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
類似団体との職員数差分析(1人)	庶務課		①調査	26市データの収集	A	教育委員会事務局組織図及び職員数と庶務担当課の所管状況を整理した。	なし

### 行財政改革市民会議による 進捗チェック(C)

- 懸案であった「定員管理計画の策定」を行い、定数をH33年度までに▲41人としたことを評価する。
- ・特に、政策課題の解決や業務量の増減に対応した重点配置を進めつつ、職員数適正化を進めたことを評価する。
  - ・定員管理計画においても職員▲80人を目指して、更なる職員数の適正化と重点配置を進めていただきたい。
- 「類似団体との職員数差分析」をしっかりと進めていただきたい。
- ・単に職員数を類団並みとするのではない。その差から学び、強みを伸ばし、弱みの克服を進めていただきたい。
  - ・ごみ対策課については、類団差+5人のところ、重点配置として1人増員する。平成31年度の定員削減を検討すべきである。
  - ・特に、収集業務を委託している中でのごみ対策課分室の今後の役割等について、市民会議に説明していただきたい。



# アクションプラン2020 進行管理シート

## 取組⑦

### 市民の「ありがとう」のために 職員の意識改革

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
時間外勤務の抑制	企画政策課 他37部署	⑧推進	→	時差出勤制度活用 振替休日取得徹底 一斉退庁励行	S	時差出勤制度の導入により、選挙事務で例年より増の部分もあったものの、目標時間累計10万時間を達成する見込みとなった。	なし
改善改革運動の実施・推進	行政経営担当		④審議会等	他市事例調査 方向性検討 市民会議の意見聴取	A	来年度実施に向け、H30年度当初予算計上とともに市民会議と相談を行った。	なし
派遣研修の実施	職員課	⑧推進	→	東京都への派遣研修の実施	A	東京都への派遣研修を実施したため。	なし
民間交流の実施	職員課	⑦実施	⑧推進	多摩信用金庫等との人事交流の実施	A	多摩信用金庫、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、小金井市観光まちおこし協会と人事交流を実施したため。	なし

### 行財政改革市民会議による 進捗チェック(C)

- 時間外勤務の抑制について、H29年度は「10万時間を切る」という目標が達成見込みであることを評価する。**
- ・重点配置した部署において、H30年度に大幅に時間外勤務が抑制されることを期待する。
  - ・人件費の適正化及び職員のワーク・ライフ・バランス向上のためにも、更なる取組を進めていただきたい。
- 全職員の参加により、「改善改革運動の実施・推進」のH30年度試行を進めていただきたい。**
- ・職員の意識改革は、市役所改革の中心的課題である。「全職員による本気の改革」を期待したい。
  - ・全国的な改善改革運動の取組につながり、学び、更なる改善改革を進めていただきたい。
- H29年度から、新たな「民間交流(派遣)」を行ったことを評価する。**
- ・今後も、民間交流等の取組により、意識改革を進め、改善改革を担う「人財」の育成を進めていただきたい。

# アクションプラン2020 進行管理シート

## 取組⑧

### 定型業務を見直せ！ 多様な任用形態の活用

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員1)	企画政策課	①調査	→	業務の洗い出し	A	次年度の課内検討に向けて業務のリストアップを行った。	なし
非常勤化等の推進(働き方改革)	行政経営担当	③庁内検討	⑤準備	働き方改革部会設置 非常勤化検討	A	部会を設置し、全庁的な非常勤化の推進を行った。	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員1)	行政経営担当		②課内検討	非常勤化に向けた準備	A	H30年度非常勤化実施に向けた準備を実施した。	なし
職員の非常勤化	財政課		①調査	継続実施	B	適切に処理を継続しているが、非常勤化の有無含め具体的検討には至っていない。	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員1)	広報秘書課	②課内検討	⑤準備	課内検討(完了)	A	業務内容や業務量の検討を行った。平成30年度からの非常勤化に向けて、順調に進捗。	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員1)	総務課	①調査	②課内検討	調査・課内検討	B	H30上半期に行う類似団体との職員差分の課内検討と合わせて行うため、結論に至っていない。	なし
再任用職員の非常勤化(再任用職員1→非常勤職員1)	総務課	①調査	②課内検討	調査・課内検討(完了)	A	実施に向け予定どおり進捗	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員2)	管財課		②課内検討	平成30年度非常勤化予算計上を実施	A	正規職員を1減とし、非常勤職員2とした調整を行い、計画的に準備をすすめた	なし
職員の非常勤化(職員2→非常勤職員2)	会計課	②課内検討	③庁内検討	H30年度予算措置(非常勤1名分)	A	非常勤職員1名分の予算措置を行った	なし
職員の非常勤化	選挙管理委員会事務局		①調査	各市の職員数について調査	B	各市の状況を確認した。	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員1)	経済課	⑦実施		観光まちおこし協会派遣中職員の定数分を非常勤化することで整理	A	体制的には従来と変更がないため、問題なく実施されている	なし
職員の非常勤化	保険年金課		①調査	窓口業務量調査実施	A	制度変更等の影響含め現行の窓口業務量把握の調査実施のため	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員1)	市民税課		①調査	住民税事務研究会報告の調査	B	他市の課税業務調査内容を検討中	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員1)	納税課	⑦実施		職員から非常勤化に対応した業務改善を行った。	A	業務については支障がなく遂行している。	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員1)	環境政策課	②課内検討	⑤準備	課内で非常勤化について認識を共有した	A	非常勤が担当する業務の整理やマニュアル化を推進した	なし

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員2)	自立生活支援課	②課内検討	⑤準備	課内検討業務見直し	A	計画どおりに準備を進めている。	なし
再任用職員の非常勤化(再任用職員1→非常勤職員1)	健康課		③庁内検討	非常勤化実施(職員1→非常勤職員1)	A	非常勤化を平成30年度から実施	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員2)	子育て支援課	①調査	②課内検討	平成30年4月の非常勤化(職員1→非常勤職員2)が決定した。	S	非常勤化に向けて一定結論を得たうえで、準備を行った。	なし
職員の非常勤化	保育課	②課内検討	→	課内検討できなかった	C	まずは時間外勤務の抑制を優先し、正規職員の非常勤化を検討できなかった。	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員2)	児童青少年課		②課内検討	継続実施	B	実務上、児童館業務委託の実施にあわせた準備・実施とせざるをえないため。	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員1)	都市計画課	①調査	→	・非常勤化実施(職員1→非常勤職員1)に向けた課内調整	A	業務体制や人員体制を見直し、改善を図ったため。	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員2)	まちづくり推進課	②課内検討	⑤準備	課内検討を実施	A	平成30年度からの体制について、課内検討を行い、非常勤化への準備を整えた。	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員1)	生涯学習課		③庁内検討	検討	A	非常勤化を検討した。	なし
職員の非常勤化(職員1→非常勤職員1)	議会事務局		①調査	非常勤化に向けた検討を行い、H30年度当初から職員1人の非常勤化の見込み	S	非常勤化を1年前倒しで、実施の見込み	なし
再任用職員、非常勤職員等の活用	議会事務局		②課内検討	類似団体の職員体制調査・分析 類似団体の議会運営状況調査・分析	A	類団の状況を調査・分析し、職員数の差については、一定の整理ができた	なし

### 行財政改革市民会議による 進捗チェック(C)

- 「働き方改革」に取り組み、多様な任用形態の活用と職員数の適正化を、近年ないレベルで進めたことを評価する。
- ・「職員の非常勤化」(議会事務局)において、計画を前倒して取組を進めたことを高く評価する。
  - ・「職員の非常勤化」(保育課)については、速やかに時間外勤務を縮減して検討し、市民会議にも報告していただきたい。
  - ・目標達成を目指して、あと職員14人分について、更なる多様な任用形態の活用を進めていただきたい。
  - ・なお、「職員の非常勤化」(子育て支援課)は計画どおりであるため、評価は「A」が妥当である。

# アクションプラン2020 進行管理シート

## 取組⑨

### 市民の声に打てば響く！ 組織機構の改革

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
H30年度組織改正	行政経営担当		③庁内検討	組織改正の検討	A	庁内で検討を行い一定の結論を得た。	なし
担当部長及び担当課長の整理	行政経営担当		③庁内検討	体制の検討	A	庁内で検討を行い一定の結論を得た。	なし
庁舎建設等、公共施設マネジメント推進準備組織の立ち上げ	行政経営担当		③庁内検討	体制の検討	A	庁内で検討を行い一定の結論を得た。	なし
新庁舎竣工を目途とした組織改正	行政経営担当		③庁内検討	課題の把握体制の検討	B	庁内で検討を行ったが、庁舎竣工時の組織の確定には至っていない。	なし
HP業務の移管受入れ	広報秘書課	③庁内検討	⑤準備	庁内検討(完了)	A	平成30年度からの受入れに向けて必要な準備を確認し、関係部署との調整を進めている。	なし
HP業務の移管	情報システム課	②課内検討	③庁内検討	庁内、課内検討実施	A	計画通り平成30年度4月移管	なし
情報公開業務の移管受入れ	情報システム課		②課内検討	課内検討実施	B	課内検討中	なし
情報公開業務の移管	総務課	①調査	②課内検討	調査・課内検討	B	課内検討を実施	なし
統計業務の移管	総務課	①調査	②課内検討	調査・課内検討	B	課内検討を実施	なし
給与事務の移管	庶務課	②課内検討	→	移管できる給与事務を課内で検討した。	A	移管できる給与事務を整理した。	なし
契約事務の管財課への移管又は主管課契約の拡大	庶務課	②課内検討	→	移管できる契約事務を課内で検討した。	A	移管できる契約事務を整理した。	なし

### 行財政改革市民会議による 進捗チェック(C)

○「H30年度組織改正」により、シティプロモーションや公共施設マネジメント等の体制が強化されることは一定評価する。

○「新庁舎竣工を目途とした組織改正」に向けて、組織改革についての検討を加速させる必要がある。

・今後、経営戦略、財務運営、各部における施策展開、横断的取組の強化及び少人数部署の整理等に取り組んでいただきたい。

# アクションプラン2020 進行管理シート

## 取組⑩

### ガラス張りを目指せ！ 市民・市議会・行政による一体的推進

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
行財政改革の「見える化」	行政経営担当	②課内検討	⑦実施	課内での検討	A	アクションプラン2020等を公表した。今後も進行管理結果の市HP掲載等を進める予定である。	なし
市民会議による進捗チェックと公表	行政経営担当		⑥試行	進捗チェックの実施	S	市民会議による進捗チェックを実施	なし
市民・市議会・行政による行財政改革の一体的推進 (聖域なき改革の推進)	行政経営担当	⑧推進	→	継続実施	A	市議会、市民会議に情報提供を行いながら、取組の推進を図った。	なし

### 行財政改革市民会議による 進捗チェック(C)

- 「行財政改革の『見える化』」では、行財政改革のPDCAすべてが「見える化」されるように取り組んでいただきたい。
  - ・現時点での取組はPの「見える化」に過ぎない。進行管理によってD・C・Aを、しっかり「見える化」していただきたい。
  - ・受益者負担基準の見直しを踏まえて、使用料等の状況を「見える化」する等の取組もしっかりと進めていただきたい。
- 「市民会議による進捗チェックと公表」は、市民会議での密度濃い議論ができるように高めていく必要がある。
  - ・評価は「S」とのことだが、これからは正念場である。H30年度上半期の進捗チェックに活かしていきたい。
- 「市民・市議会・行政による行財政改革の一体的推進」を更に進めていくべきである。
  - ・取組⑧で議会事務局の職員の非常勤化が、前倒しで進められたことは高く評価したい。

# アクションプラン2020 進行管理シート

## 取組⑪

### 重要課題を先取り解決！ 進行管理の強化

取組項目	担当部署	計画(P)		H29年度の取組(D)	今期の評価(C)		改善事項(A)
		H29上半期	H29下半期		評価	評価の理由	
アクションプラン2020の策定・更新	行政経営担当	⑦実施		策定	A	アクションプラン2020を策定した。	なし
行財政改革フォローアップ研修	行政経営担当		⑦実施	フォローアップ研修実施	A	3回実施し、行財政改革に係る啓発や進行管理の支援を行った。	なし

### 行財政改革市民会議による 進捗チェック(C)

- アクションプラン2020を策定し、重点取組項目と課別取組網目の行動計画を具体化したことは評価する。
  - ・今後のアクションプラン更新スケジュールを市民会議に示していただきたい。
  - ・推進本部による進行管理と市民会議による進捗チェックを踏まえて、取組の更なる加速に努めていただきたい。
- 改革の推進では管理職が重要である。「行財政改革フォローアップ研修」等での啓発に努めていただきたい。
  - ・「行財政改革フォローアップ研修」の効果はどうだったか。受講者アンケートをとり、検証すべきである。
  - ・職員には、「できない」と言う前に、「どうやったらできるのか」を、市民のために、まず考えていただきたい。
- 進行管理シートの精度を高め、議論して、今後の改善に活用していただきたい。
  - ・一部に評価や記述の甘さ、バラつきがある。行財政改革フォローアップ研修の活用等により、制度を高めていただきたい。
  - ・進行管理シートは作成して終わりではない。他課の取組に学び、本部で議論して、更なる取組に活かしていただきたい。

## 小金井市公民連携アウトソーシング基本方針

（素案）

（30/1/15 現在）

企画財政部行政経営担当

## 目 次

1	はじめに.....	1
2	基本方針.....	1
3	目的に向けた取組と期待される効果.....	2
4	行政事務の運営手法について（定義）.....	3
5	課題と対応.....	4
6	直営で担うべき業務.....	5
7	アウトソーシングの検討対象となる業務.....	5
8	判断基準.....	6
9	検討フロー.....	7
	（1）施設管理運営業務.....	7
	（2）定型・定例業務、専門的業務、民間に代替可能な業務.....	8
	（3）更なる公民連携（Public-Private Partnership）の推進..	8
10	アウトソーシング手法の検討における留意点.....	9
11	アウトソーシングの定期的な見直しについて.....	9



## 1 はじめに

我が国では少子高齢化が急速に進み、人口減少も進んでいます。小金井市においても、社会保障経費による民生費の増加と、市税等の歳入の減少などが今後見込まれています。

国においては、PFI法の制定や、指定管理者制度の導入、公共サービス改革法の制定といった法整備を行うとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「多様な行政事務の外部委託」「民間能力の活用等」として、窓口業務などの定型的な業務について、大胆に適正な外部委託を拡大することとされ、民間活力を活かした取組を積極的に進めています。

本市においても平成29年4月に策定した「小金井市行財政改革プラン2020」において、民間の強みを活かして、市民サービスの維持・向上を図りつつコストの最適化を進め、職員がその果たすべき役割に集中していくため、小金井市公民連携アウトソーシング基本方針を策定するとしています。

それを受け、民の強みを活かした企業・団体との連携によって、いずれ人口・税収が横ばいから減少に転じると見込まれる中でも、市民サービスの維持・向上と効率的な行政経営を実現するため、本方針を策定するものです。

## 2 基本方針

事業の運営手法は、最も効率的なものを選ぶ必要があります。運営主体が直営でも民間委託等でも、最もコストが低く、サービスを適正に行える手法を選択しなければなりません。

また、民間委託等を検討する際、「サービスアップ」を前提に考えがちですが、「コストが下がってサービスは維持」できるのであれば、それは「適正」な手法になります。逆に、「コストは上がるがサービスアップ」するのは、「過剰なサービス」のためにコストをかけていないか考える必要があります。

それらを踏まえ、①市民満足度の維持・向上、②経営資源の重点配分の2点を目的とし、事業手法を選ぶ際の基本的な方針として、以下を定め、そのすべてを満たすことのできる手法を選択することとします。

基本方針1 コストが最も低くできる手法を選ぶ

基本方針2 民間に任せられるときは民間を選ぶ

基本方針3 適正なサービスを担保できる手法を選ぶ

### 3 目的に向けた取組と期待される効果

#### 目的① 市民満足度の維持・向上

(1) 民間の持つ高度・専門的な知識・ノウハウの活用

■効果 ・専門的かつ充実した市民サービスの提供

(2) 「民間」であることによるメリットの活用

■効果 ・柔軟な組織や人事体制による利用目的を問わない施設利用、夜間窓口などの利便性向上

#### 目的② 経営資源の重点配分

(1) 直営業務の見直し

■効果 ・事業経費削減

・定員管理による中長期的な人件費適正化

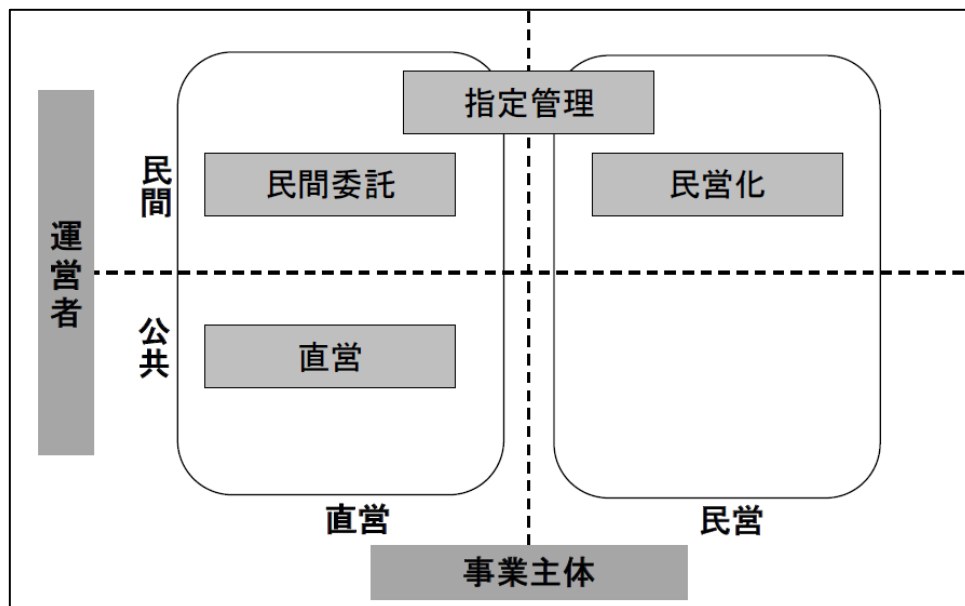
・職員の重点配置による政策課題の解決

・ワーク・ライフ・バランスの推進、時間外手当の削減

(2) 既にアウトソーシングしている業務の見直し

■効果 ・事業経費削減

#### 4 行政事務の運営手法について（定義）



- ① 直営  
市が事業主体として、業務の処理までのすべてを職員で行うもの
- ② 民間委託  
市が事業主体として監督権を持ちながら、業務を民間に委託するもの
- ③ 指定管理者制度  
公の施設の管理運営について、議会の議決により法人等を指定し、その責任において実施するもの
- ④ 民営化  
事業主体を民間に移管し、民間が事業を行うもの

（備考）

その他、事業手法として、民間資金を活用するPFIをはじめとした公民連携手法が多々あり、実際の検討の中ではそれらを検討することになりますが、ここでは上記4類型に基本とします。

## 5 課題と対応

アウトソーシングの検討段階で、課題と想定されることが多い事象の例として以下があるが、適切な対応により課題は顕在化しない。なお、以下は例であり、その他想定される課題は個別に検討することとする。

### ① 個人情報・機密情報の流出

⇒ 仕様書等による適切な委託先選定でリスクを回避可能

(解説)

地方公務員には守秘義務が課されているため「安全」と認識されることがあるが、民間事業者も当然個人情報保護法を遵守し、高いセキュリティ体制を構築しており、守秘義務契約等の締結により守秘義務も課される。プライバシーマーク取得企業を選ぶ等、適切な委託先選定を行うことで、より高いリスク対策も期待できる。

(例) 機密・個人情報を含む公文書の廃棄を委託しているが問題ない。

※仮に漏洩するとすれば、それは企業側も倒産リスクを抱える

### ② 職員の知識・ノウハウの低下

⇒ 必要な部分を直営で残すことなどにより対応可能

(解説)

知識・ノウハウの確保が本当に必要かの検討が必要である。今後民営化する場合は、運営の知識・ノウハウを蓄積する必要はないとも言える。業務の基幹部分は直営で知識・ノウハウを残し、事実上の行為となる部分は委託する等により適切なサービスを保つことはできる。

### ③ 民間委託では行政責任が曖昧になる。

⇒ 民間委託後においても、引き続き行政責任が伴う。

(解説)

民間委託は、あくまで市の事業として、事業執行等を委託するのであって、「委託」である以上、市の責任があることは変わらない。

### ④ 委託しても職員が減る訳ではないのでコストは下がらない。

⇒ 中長期的に見れば人件費は削減する。

(解説)

必要な職員数が減れば、活用可能な人的資源が増え、新規採用の抑制に繋がる。「課」ではなく「市」としてコストが下がる視点が必要である。なお、地方公務員法は、職制・定数の改廃で過員等が生じた場合、分限免職が可能と規定している。

## 6 直営で担うべき業務

以下については直営で行うこととし、アウトソーシングの検討対象から除外する。ただし、関連する定例・定型業務などについては検討対象とする。

- ①法令等により行政機関が直接実施することとされているもの
- ②予算編成、政策・施策の企画立案や総合調整業務など、市自らが実施する必要があるもの

## 7 アウトソーシングの検討対象となる業務

前項で挙げた項目以外はすべて対象とする。特に以下については、委託等アウトソーシングの検討対象とする。なお、既に導入済みの事業の見直しも含めて検討する。

- ① 施設管理運営業務  
公の施設の管理運営で、指定管理者制度・民営化等により弾力的、効率的な運営が期待できるもの。
- ② 定型・定例業務  
データ入力業務など、定型的な業務で、アウトソーシングによる効率化や経費削減が期待できるもの。一定の判断を伴う業務でも、その判断をマニュアル化できる業務を含む。
- ③ 専門的業務  
設計・測量業務、道路管理業務等、高度な技術、専門的な知識を必要とする業務で、民間の専門的な能力を活用した方が効率的なもの。
- ④ 民間に代替可能な業務  
民間に任せることで、より効果的な運営が期待できるもの。

## 8 判断基準

アウトソーシングの可否について、以下により判断することとする。

### ① 「市の業務」である必要性

法令の変化等を踏まえ、市が関与する必要性があるか検証する。

- 観点1) 民間で同様のサービスが供給されていないか
- 観点2) 他自治体で同様のサービスを民間が担っていないか

### ② 「市が直接執行する」合理性

市が自らサービスを実施した方が効果的かどうか検証する。

- 観点1) 最も効率的にサービスを提供できる主体は。
- 観点2) 民間の方が質の高い事業を行うことができるのではないか

### ③ コスト・費用対効果

直営と事務委託化等を比較し、費用対効果があるかどうか検証する。

- 人件費は、非常勤職員・再任用職員等の活用も含めて検討する
- 中長期的なコスト比較の視点からの比較も行う

#### 【直営の場合と民営の場合のコスト比較例】

- ◇直営：事業費＋人件費（当該業務従事割合）
- ◇委託：委託費＋市経費（事業費＋人件費（当該業務従事割合））

#### 【中長期的コストの視点】

- ◇委託により定員を削減する場合  
→短期的には職員は減らないが、次年度以降採用数が削減する。
- ◇委託するより直営で非常勤職員を活用した方が安い場合  
→中長期的に見て何が効率的かという視点で判断する。

#### 【参考】職員1人あたり人件費（平成29年度）

- ・正規職員 830万円／年（時給約4,200円）
- ・非常勤職員 240万円／年（時給約1,600円）
- ・再任用短時間職員 330万円／年（時給約2,200円）

※社会保険料・共済・退職手当等を含む総人件費

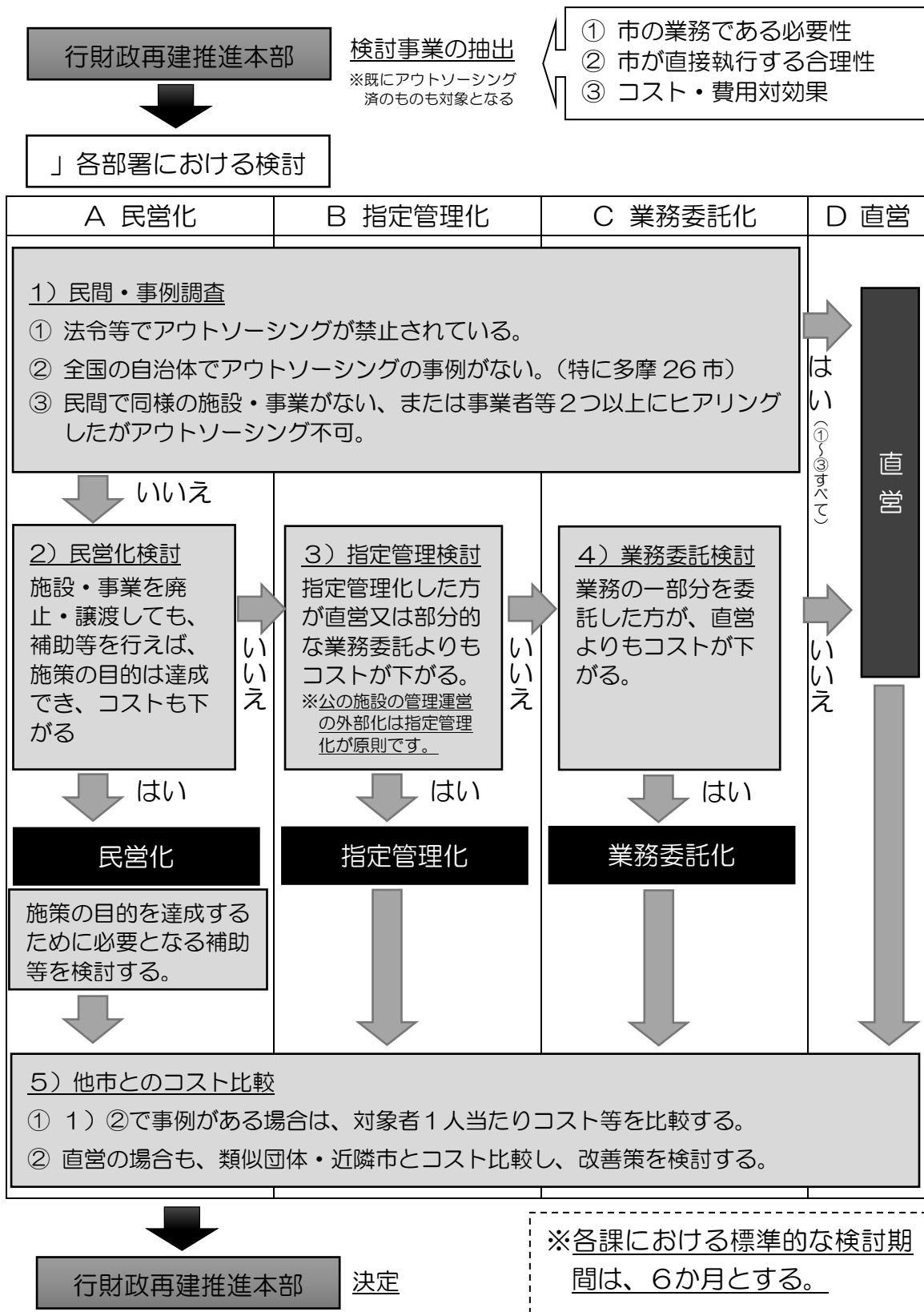
※年間勤務時間を、常勤2,000h、短時間1,500hにて試算



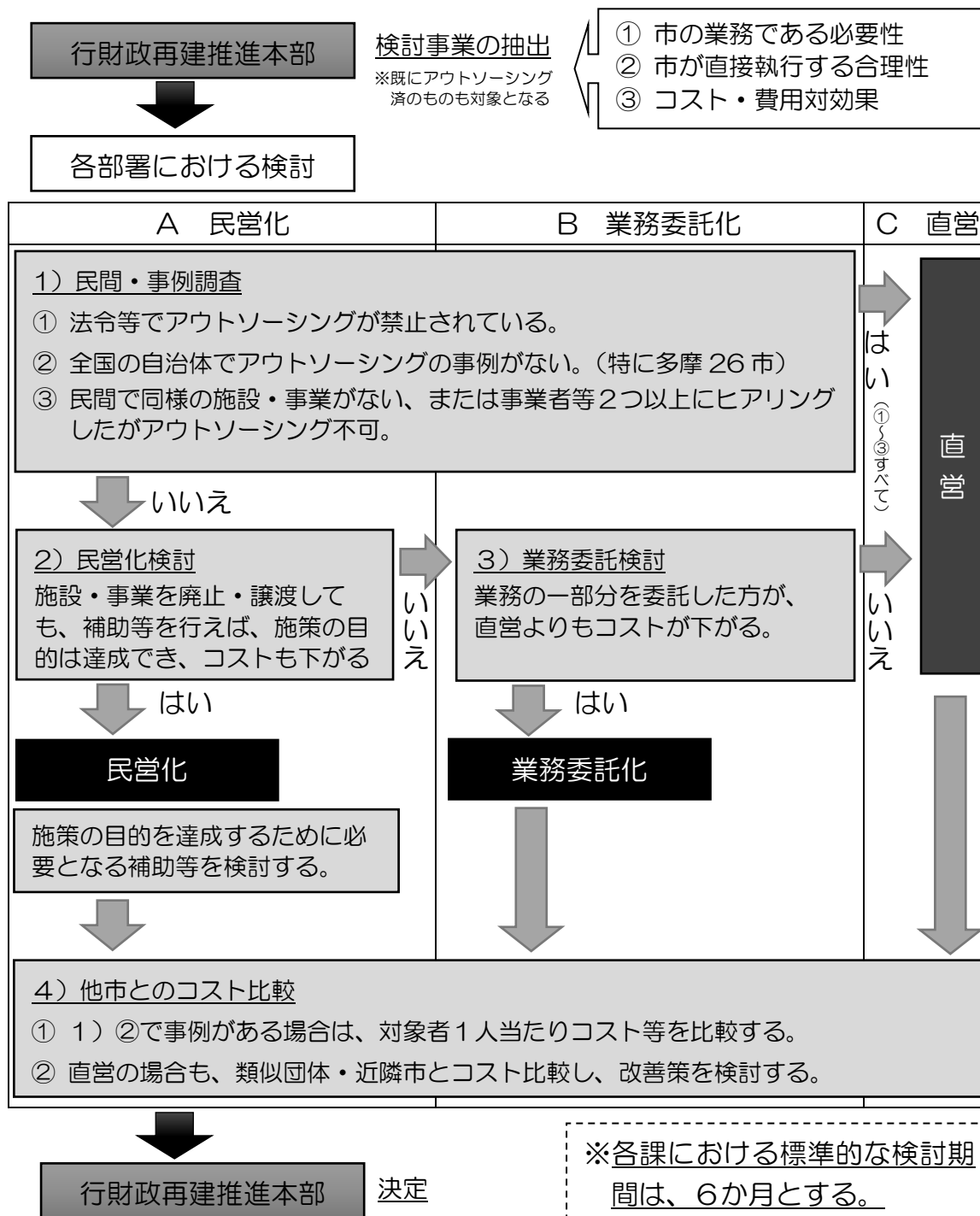
①～③を踏まえ、対象事業から、全庁で検討すべき事業（効果が大きい事業など）を行財政再建推進本部で抽出し、検討を行う。（→「9 検討フロー」）

## 9 検討フロー

### (1) 施設管理運営業務



(2) 定型・定例業務、専門的業務、民間に代替可能な業務



(3) 更なる公民連携 (Public-Private Partnership) の推進

施設・事業の民営化、指定管理化、業務委託に加えて、企業・団体等からの事業合理化提案を受け付け、必要に応じて、包括委託、包括提携、共同事業、資産活用等を検討・実施する。

企業・団体等からの事業合理化提案については、企画財政部行政経営担当を基本的な窓口とする。



## 10 アウトソーシング手法の検討における留意点

アウトソーシングの手法については、以下の視点により複合的に比較検討することとする。（既にアウトソーシングしている業務においては、契約等の見直しの時点で再検討する。）

### 視点① 定量効果

- かかるコストが最も低廉な手法を優先すること。

### 視点② 定性効果

- 適正な事業執行を確保できること。
- 適正なレベルの市民サービスを担保できること。

### 視点③ 長期的・全庁的視点

- 初期投資だけでなく、ライフサイクルコスト全体を捉えること。
- 直接的効果だけでなく、波及効果も含めて検討すること。

### 【備考】

- NPO や市民団体との協働も含めて検討すること。
- 直営でない場合も、直営で残る事務についても加味すること。  
（人件費についての考え方は「9 判断基準」を参照）
- 「サービスの対象となる市民」だけではなく、「すべての市民」のために最適な質が「適正」であること。

## 11 アウトソーシングの定期的な見直しについて

社会情勢の変化や、国や都の動向、業界のトレンドなど、業務を取り巻く環境は逐次変化していく。また、業務に対する国・都からの補助金・交付金等も変化していくことから、原則として5年に1度、アウトソーシングの有無、事業形態等について、見直しを行い、最適化を図ることとする。

### 小金井市公民連携アウトソーシング基本方針

平成30年4月発行

編集 小金井市企画財政部行政経営担当

住 所：東京都小金井市本町6丁目6番3号

電 話：042-387-9826（直通）

メール：s010199@koganei-shi.jp

資料5

小金井市行財政改革市民会議（第2回）

平成30年2月21日

2018/2/13 現在

# 小金井市受益者負担基準 （素案）

企画財政部行政経営担当

# 目次

1	はじめに.....	1
2	基本的な考え方.....	1
3	原価計算.....	2
4	受益者負担率.....	3
5	適正価格の算出.....	4
6	見直し.....	6

## 1 はじめに

本市では、平成14年6月に「小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）」を策定し、これまで使用料・手数料等の適正化に取り組んできた。

しかし、策定から15年以上が経過したこと。また、第8期小金井市行財政改革市民会議から、基本的な考え方を見直して、市民に見える形で明確化する必要があるという答申を受けたこと。これらを踏まえ、平成29年4月に策定した行財政改革プラン2020の取組項目として、小金井市行財政再建推進本部での検討及び第9期小金井市行財政改革市民会議の意見を踏まえながら、新たに「小金井市受益者負担基準」を策定した。

## 2 基本的な考え方

### （1）使用料・手数料

#### ① 使用料

行政財産の使用や公の施設の利用に対して徴収するもの  
（地方自治法第225条）

例）集会施設の会議室の利用

#### ② 手数料

特定の者のためにする事務につき徴収するもの  
（地方自治法第227条）

例）住民票の写しの交付

### （2）基本原則

受益者負担を徴収する目的として、「効率性の確保」「公平性の確保」「歳入の確保」の3つを基本原則とする。

#### 効率性の確保

・受益者に負担を求めることにより、キャンセルなどによる施設の利用効率の低下を防止し、市民の効率的な利用を図る。

#### 公平性の確保

・ある特定の市民を対象とするサービスについて、利用者と非利用者との間に不公平をもたらさせないよう、受益者に適正な負担を求めることにより、実質的な公平性を確保する。

#### 歳入の確保

・受益者に負担を求めることにより、歳入を確保し、財源配分の適正化を図る。

### 3 原価計算

#### (1) 算定項目

人件費	毎年度算定している職員一人あたり人件費を基に、その業務に携る人数、業務量を乗じる。  【参考】職員一人あたり人件費（平成29年度） ・ 正規職員 830万円／年（1分当たり70円） ・ 非常勤職員 240万円／年（1分当たり27円） ・ 再任用短時間職員 330万円／年（1分当たり37円） ※ 社会保険料・共済・退職手当等を含む総人件費 ※ 1分当たりの人件費は、常勤 2,000h、短時間 1,500hにて試算
維持管理費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、保険料、建物等管理委託料、土地・建物賃借料など
減価償却費	（取得価格－残存価格10%）÷（その資産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（大蔵省令第15号）による耐用年数）） * 取得価格＝工事費等－補助金等

#### (2) 算定方法

##### ① 使用料

施設使用料は、原則として算定項目を合算し、総面積・年間使用可能時間で割り、1㎡・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出する。

$$\text{施設使用料} = (\text{人件費} + \text{維持管理費} + \text{減価償却費}) \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

##### ② 手数料

事務手数料は、原則として1分当たりの人件費に1件当たりの処理時間をかけたものと、減価償却費、その他経費を年間処理件数で割ったものを足し、1件当たりの原価を算出する。

$$\text{事務手数料} = (1 \text{分当たりの人件費} \times 1 \text{件当たりの処理時間}) + (\text{減価償却費} + \text{その他経費}) \div \text{年間処理件数}$$

##### ③ その他

原則的には、上記①②の計算式において算定を行うが、より適切な算定方法がある場合は、その算定方法に基づき、原価を算出するものとする。

## 4 受益者負担率

### (1) 使用料

#### ① サービスの分類

##### ア 選択性サービス

日常生活を営む上で、大半の市民が必要とするサービスを「必需的サービス」、特定の市民に必要とされるサービスを「選択的サービス」と分類する。

##### イ 市場性サービス

民間でも供給されており、行政と民間とが競合するサービスを「市場的サービス」、市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービスを「非市場的サービス」と分類する。

#### ② 受益者負担率

選択性サービスと市場性サービスに応じて下表A～Dの4区分に分け、区分ごとに受益者負担率を設定する。なお、担当課において、受益者負担率を下表以外に設定する場合、その理由を明確にする必要がある。

	区分	事例	受益者負担率
A	必需的サービス 非市場的サービス	義務教育施設、道路、公園、図書館など	0%
B	必需的サービス 市場的サービス	市営住宅・高齢者住宅、公民館など	50%
C	選択的サービス 非市場的サービス	集会施設、総合体育館、栗山公園健康運動センター、保育所など	50%
D	選択的サービス 市場的サービス	行政財産使用料、市民交流センター、自転車駐車場、駐車場、市民農園、歯科予防処置、各種がん検診、道路占用料、滄浪泉園使用料、清里少年自然の家、トレーニングルーム、プール、テニスコートなど	100%

### (2) 手数料

受益者のために提供されたサービスに要する原価の負担を求めるものであり、受益者負担率は原則として100%とする。

## 5 適正価格の算出

### (1) 算出方法

原価計算により算出した原価に受益者負担率を当てはめることにより、理論上の適正価格を求めることができる。

$$\text{適正価格} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

しかし、最終的な価格は、市民生活への影響、採算性、他市との均衡などを考慮し、決定するものとする。

### (2) 減額・免除

#### ① 減額・免除の基本的な考え方

受益者負担の基本原則から、全ての施設・全ての利用者に対して応分の負担を求めることを基本的な考え方とする。

しかし、社会政策的な配慮や特別な事情がある者については、その負担を軽減するため、統一的基準を示し、必要に応じて、条例、規則もしくは要綱等で定めることにする。

#### ② 減額・免除の統一的基準

次の場合、負担軽減の措置を講ずる。

- ア 法律などで積極的な減免措置要請があるもの（障害者基本法など）
- イ 社会福祉的な観点から社会参加の促進や経済的負担の軽減を図るもの（高齢者については、自立した社会構成員であることから応分の負担を求めていくことが、負担の公平、公正を図るものであることから、高齢者ということのみで減免は行わない。）
- ウ 公共的、公益的な利用であるもの
- エ その他生活困窮者や災害などの特別な事情や理由があるもの

### (3) その他の考慮すべき項目

#### ① 利用者区分

負担の公平性を確保するため、施設等の利用に係るサービスを受ける者の区分によって格差を設けることができる。

ア 子供（小学校卒業まで）、大人の区分を設定する場合

子供は、大人のおおむね2分の1とする。

イ 市民、市民以外の区分を設定する場合

市民以外は、市民のおおむね2倍とする。

ウ 事業を行う場合の入場料の無料、有料の区分を設定する場合

入場料が有料の場合は、無料より割り増しとし、その割増率は、当面従来の割増率とする。

② 他市との均衡

他市において、同種のサービスにかかる使用料や手数料については、必要に応じて価格の均衡を図る。原則近隣7市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、国分寺市、小平市、西東京市）を比較対象とし、そのサービスによって、より適正な比較対象（多摩26市、類似団体など）があれば、それを比較対象とする。



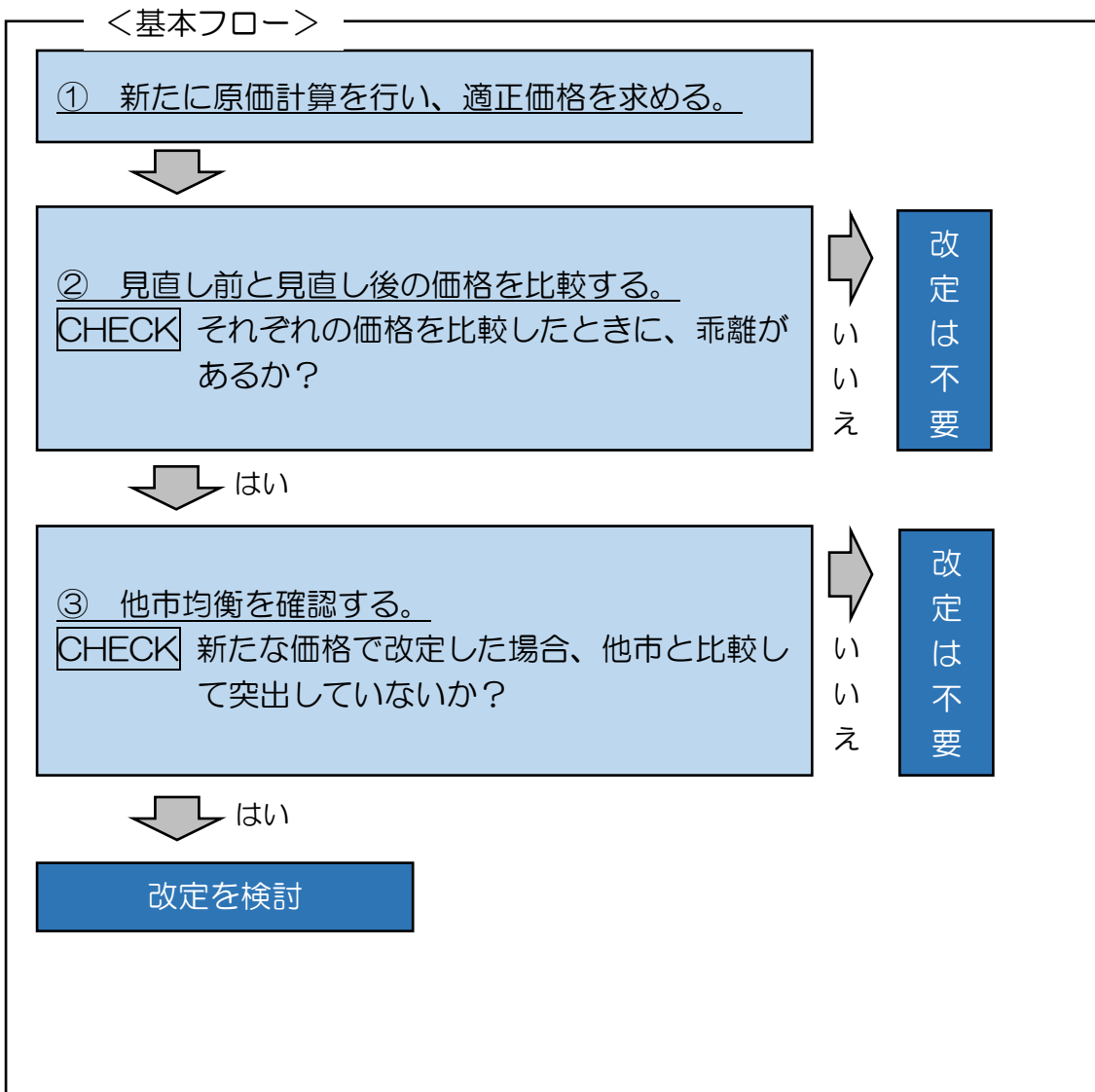
## 6 見直し

### (1) 定期的な見直し

受益者負担の適正化を維持するため、原則として3年ごとに見直し作業を行う。ただし、消費税率の改定、施設の大規模な改修、管理運営方法の変更など、現行価格と大きく乖離が生じる場合は、3年を待たず、適宜見直しを行うこととする。

### (2) 見直し手順

見直しに係る基本的な流れは、以下のとおりとする。



### (3) 改定上限率

見直し前と見直し後の価格を比べ大幅な増額となる場合、利用者の急激な負担と利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置として改定上限率を1.5倍とする。1.5倍より高い改定をする場合は、複数年度に渡り、段階的に改定を行う。ただし、見直し前の価格が著しく低額な場合は、この限りではない。

### (4) 無料施設の有料化

現在、受益者負担率に関係なく、使用料を徴収していない施設等が存在する。このような施設等は、受益者負担の適正化の観点から、有料化を検討することとする。

## 小金井市における受益者負担の適正化に関する 基本的な考え方

平成30年4月発行

編集 小金井市企画財政部行政経営担当

住 所：東京都小金井市本町6丁目6番3号

電 話：042-387-9826（直通）

メール：s010199@koganei-shi.jp

小金井市行財政改革市民会議（第2回）

資料6

平成30年2月21日

2018/2/20 現在

小金井市補助金等の見直し基準（素案）  
（たたき台）

企画財政部行政経営担当

## 1 はじめに

小金井市では、「未来をひらく小金井市改革」を進めるため、平成30年4月に小金井市行財政改革プラン2020を策定しました。

小金井市行財政改革プラン2020では、重点取組項目⑤「徹底した市民目線で！ 補助金・受益者負担・給付水準の適正化」の中で、「補助金等交付の基準見直し」を平成29年度に行うこととしています。

市では平成11年11月に「小金井市補助金等の見直しについて」を策定し、新たなサンセット期間の導入等、補助金検討委員会等において見直しを順次進めてきましたが、行財政改革プラン2020に基づいて基準を改定し、補助金等の見直しと「見える化」を進めていくものです。

## 2 補助金等とは

補助金等の支出根拠は地方自治法にあり、その支出は「公益上必要がある場合」に限定されています。

なお、小金井市補助金等交付規則第2条第1項のとおり、補助金等には負担金、利子補給金その他の給付金が含まれます。

### 地方自治法

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

### 小金井市補助金等交付規則

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

(1) 補助金等 市が市以外のものに交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの(市長が指定するものを除く。)をいう。

## 3 対象となる補助金

次のいずれかの条件を満たすものを対象とします。

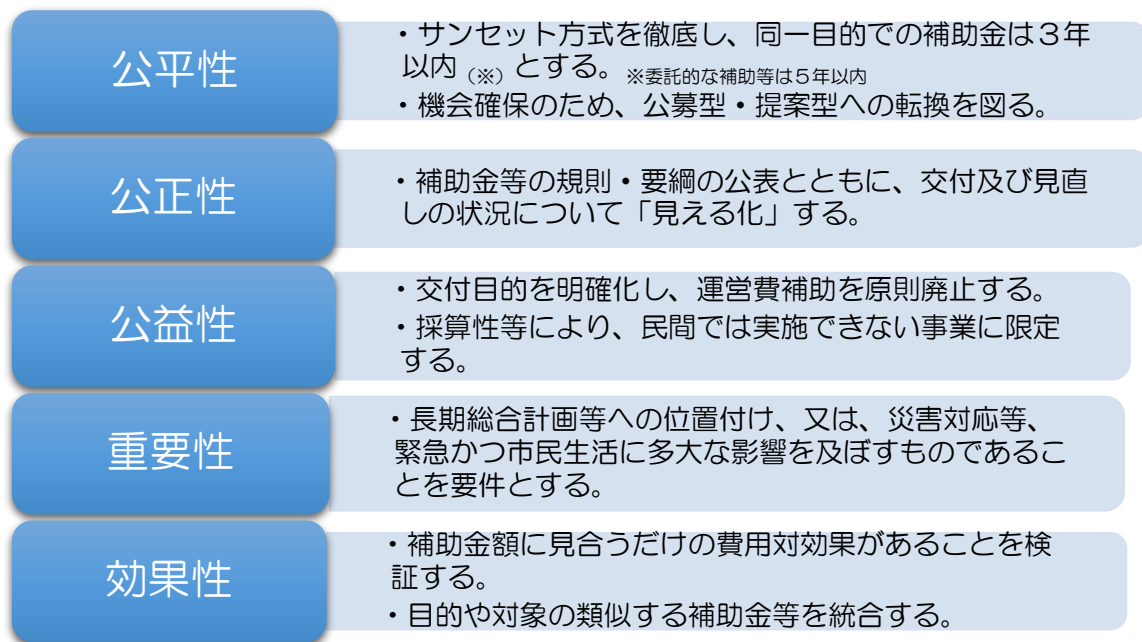
- ① 補助金等の支出が市の任意であること。
- ② 補助金等の制度設計を市が行っていること。

※国や東京都が制度設計を行っている補助金等は、対象外です。

## 4 見直しの方向性

小金井市では、小金井市補助金等交付規則に基づき、補助金の交付について、①公平性、②公正性、③公益性、④重要性、⑤効果性の5つの原則を定めています。

補助金等の見直しに当たっては、これら5つの原則の向上を図るものとします。



## 5 見直しの手順

① 行財政再建推進本部による検討対象の抽出【7月上旬】  
公平性・公正性・公益性・重要性・効果性の向上の5つの観点から、見直し対象とする補助金を選定する。

② 担当課における検証【7月中旬～8月中旬】  
「補助金等検証シート」により、補助金の公益性・公平性・重要性・効果性を検証します。なお、必要に応じて、対象となる市民・団体等の意見を聴取するものとします。

③ 行財政改革市民会議による検討【8月下旬～9月】  
担当課による検証を踏まえて、行政経営担当が補助金等検証シートを取りまとめ、行財政改革市民会議で検討します。



④ 行財政再建推進本部による決定【10月】  
行財政改革市民会議での検討を踏まえて、行財政再建推進本部において、見直しや廃止の方向性を決定します。



⑤ 補助対象者への周知・説明【11月】  
行財政再建推進本部の決定を踏まえて、見直しや廃止の方向性を決定した補助金等について、市民・関係団体に対して周知と説明を行います。



⑥ 当初予算案への反映【1月】  
見直しや廃止について、補助金検討委員会に諮り、翌年度の予算案に反映します。

## 6 市民等への説明責任

### (1) 補助金等の情報の「見える化」

小金井市補助金等交付規則、小金井市補助金等見直し基準及び各補助金の交付要綱等とともに、補助金等の交付及び見直しの状況を「見える化」した資料を、市ホームページ等で公表します。

### (2) 十分な周知の実施

補助金等の見直しは、現在、補助金等の交付を受けている市民・団体等の活動に大きな影響を及ぼすことから、一定の周知期間を設けて、市民・団体等への周知・説明を十分に行い、混乱を生じないように配慮します。

### 小金井市補助金等見直し基準（案）

平成30年4月発行

編集 小金井市企画財政部行政経営担当

住 所：東京都小金井市本町6丁目6番3号

電 話：042-387-9826（直通）

メール：s010199@koganei-shi.jp

## 概要版（企画政策課行政経営担当作成）

## 小金井市補助金等の見直しについて

平成11年11月

企画財政部財政課

## 【1】はじめに

小金井市の補助金等の見直しについては、平成9年9月に策定された「小金井市行財政改革大綱」において、行財政改革の主要課題の一つである業務運営の簡素効率化の一項目として、補助金等の見直しの方針があげられた。

市長は、この方針に基づき平成10年6月に、小金井市行財政改革市民会議（以下「市民会議」という。）に対し、補助金、交付金等の支出の適正化について諮問し、平成11年3月に答申を受けたところである。

答申では、補助金等の聖域なき見直し、補助金等の執行に関する規則の改正、補助金等交付基準の作成、補助金等の評価等について提言されているところである。

今回の補助金等の見直し等については、この答申を受け、補助金等の持つ本来の意味に立ち返って、公平性、公正性、公益性、重要性及び効果性等の視点から、また、「誰のため、どういう手段で」「いつまでに、どういう状態で」「市民にとって成果が期待できるのか」という視点からも見直しを行うものとする。

限りある財源（税）を有効活用し、納税者である市民から理解される補助金制度を確立することが今日一層求められている。

## 【2】補助金等の見直しの方向性

## 1 補助金制度の果たす役割

補助金制度の果たす役割は、行政サービス水準の維持、地域産業の振興、各種団体の育成、公益上必要な特定の団体の育成等を通じて行政目的を達成するという誘導的・奨励的性格を持つなど、行政の補完的役割を持つ重要な役割を果たしてきている。

しかし、補助金制度は、市民全体の利益に寄与してきたという有効性があげられる反面、補助金等の支出に対する既得権化、画一化、総花的で有効性を欠きやすい等、制度の運用面では様々な弊害が指摘される。

## 2 補助金等の見直しの方向性

補助金等の見直しに当たり、留意すべき点は多くあるが、第一に、基本的な見直しの視点として、補助金等の持つ本来の意味に立ち返り、交付の所期目的、公平性、公益性、効果性等という視点から見直す。

第二に、サンセット方式（補助事業の目的に応じて補助金等の交付期間をあらかじめ決め、その最終年度をもって補助を終了する。）を取り入れ、補助事業の自立を促し、補助金等交付に一定の終期を設ける。

第三に、限られた財源を有効に活用するため、補助効果の低い事業の見直し整理を行うとともに、社会経済状況の中で、公益上において必要度の高い新たな活動を始めた団体等に対し積極的に支援（補助）していく等、スクラップ・アンド・ビルドの視点から見直しを図る。

### 【3】補助金等の見直しの手法

補助金等の見直しについては、次に掲げる方法により、補助金等に対する補助の性質、目的及び種類に区分することにより、当該年度予算に計上している補助金等の聖域なき見直しを行う。

#### 1 補助金等の見直し基準1（基本原則との整合性）

補助金等の交付に当たっては、次の「基本原則」により、補助金等を交付する事業（既存の補助事業だけでなく、新規の補助事業を含む。）について、基本原則に照らし合わせ、整合性を持つことを確認する。

（補助金等の基本原則は、小金井市補助金等交付規則（小金井市補助金等の執行に関する規則を改正する予定）に規定する予定）

(1)公平性の原則－補助金等は、広く市民のために使われるべきで、特定の個人や団体に特権的な利益や恩恵を与えるものであってはならない。

(2)公正性の原則－補助金等の交付は、明確かつ具体的な目的と対象に対して公正に行われ、交付の趣旨に添って適正に使われるようにしなければならない。

(3)公益性の原則－補助金等の交付は、多数の市民の福祉に役立つもの及び公益のために正当と認められる十分な理由があるものでなければならない。

(4)重要性の原則－補助金等は、市の行政目標に照らし、重要性の高いものに優先的に交付されなければならない。

(5)効果性の原則－補助金等は、市民のために有効と認められる十分な理由があり、それに見合う行政効果が期待できるものに対し交付されなければならない。



## 2 補助金等の見直し基準2（性質的分類）

補助事業は、行政の代行・補完的な役割を果たし、行政の目的や計画に合致する事業である必要がある。そのため、「公益性・私益性」及び「必需的・選択的」という性質的分類の指標から、補助金がどの行政サービス領域に該当するか、現在の社会経済状況及び市民ニーズの観点から、補助金等の交付及び補助金額が適正となっているか等の見直しの評価を行う。

(1) 公益的・必需的サービス分野（領域Ⅰ）－市民全体に便益がもたらされる基礎的な事業で、社会的要請により公共部門が主体として実施するものである。

財政負担は、租税負担を原則とし、公費負担率100%～70%とされる。

公共性の高い施設である学校、道路、公園、消防施設等の設置及び管理運営のサービス事業などがあげられる。

(2) 私益的・必需的サービス分野（領域Ⅱ）－市民生活に必要な基礎的サービス事業で、公共部門が主体的に実施するもので、広く市民に便益をもたらす事業や、社会的・経済的な弱者に対する福祉施策的サービス等である。財政負担は、租税負担及び利用者負担を原則とし、公費負担率は50%～70%とされる。

社会的、経済的側面を持つ福祉的的事业で、保育園（所）、公営住宅等管理運営サービス事業などがあげられる。

(3) 公益的・選択的サービス分野（領域Ⅲ）－市民生活に必要な公的なサービス事業であるが、一定のサービス限度を超えるもので特定の市民に便益をもたらす事業等で、民間でも行政でもできる事業で受益の選択性があるものである。

財政負担は、利用者負担及び租税負担を原則として、公費負担率は30%～50%とされる。

老人憩いの家、文化ホール等の管理運営サービスなどがあげられる。

(4) 私益的・選択的サービス分野（領域Ⅳ）－市民の自主的活動に関するもので、特定の市民に便益をもたらすものとして、民間部門が主体となるサービス事業である。財政負担は、利用者負担を原則として、公費負担率は0%～30%とされる。

スポーツ教室、公民館講座、市民プール、テニスコート、市民休暇村などがあげられる。

## 3 補助金等の見直し基準3（目的別分類）

(1) 補助金等交付期間の設定の必要性（補助事業のスクラップ・アンド・ビルド）

各種の行政目的をもって補助事業に対し補助金等を交付していることから、種々の補助事業が混在している。

このため、所管する補助金等がどのような目的で交付されているか目的別に分類し確認するものである。

また、補助金等は、一度交付されると、その目的が達成されたり、効果が薄れているにもかかわらず、既得権化されて廃止が困難となるといった側面を持つことから、既存補助事業及び新規補助事業を問わず終期をあらかじめ決定し、その最終年度をもって補助金等の交付を終了することを原則とする。

補助金等の交付に一定の終期を定めることは、社会経済状況の変化、行政に対する市民ニーズの変化に敏感に対応できるだけでなく、限られた財源の中で「新たな補助金交付事業の創設」が可能となる。

## (2)補助金交付の新たな継続（新たなサンセット期間設定）

補助事業の中には、行政の肩代わりの部分があるものもあり、補助の継続が必要であるもの、補助効果が顕著と認められるもの等については、再度見直しによる精査を行い、新たな終期を設けて交付の継続措置を行うことができるものとする。

## (3)補助金交付の終期の設定

### ①奨励的な補助－最長3年

団体の行う事業を奨励することにより、それらの活動や事業を市民に広く普及、啓発するための補助

（例）市民生活に有益な活動等の調査、研究関係の補助、ごみ減量補助、優良事業の奨励など

### ②育成的な補助－最長3年

事業を行う団体等が脆弱であるため、自立・実行できるよう育てていくための補助

（例）ボランティア関係事業補助、まちづくり関係事業（防災等）など

### ③援助的な補助－最長3年

（団体補助）

事業運営等において、会費や事業収入等の自主財源だけで運営することが困難である事業に対する補助

（例）福祉的活動運営補助、スポーツ・文化振興活動運営費補助など

（個人補助）

市民の利便性、快適性、公平性につながる事業で、対象者にも応分の負担能力はあるが、行政の一部援助が必要と思われる事業に対する補助

（例）私立幼稚園等園児保護者補助、奨学金など

### ④委託的な補助－最長5年

専門性、効率性の面から側面支援することで、事業の成果が大きく行政の代替的役割を果たせる事業に対する補助

(例) 障害者施設・高齢者施設等の運営費補助、公共施設運営費補助など

#### ⑤保護的な補助－最長5年

社会的弱者等の保護、自然・文化財等の保護を目的とする活動事業等で、行政施策の補完を果たしているが、補助事業対象者にその費用負担能力が脆弱なため、自立や保護に向けて援助していくための補助

(例) 障害者や高齢者の保護・援助関係補助、自然環境・保存樹林の保護に対する補助など

#### (4)補助金交付の終期設定の経過措置

今回の補助金等の見直しの結果、補助金等の交付が継続されることが決定した補助事業に対するサンセット期間は、全件平成14年度（3年間）までとする経過措置を行い、平成15年度以降については、再度見直しを行い、サンセット方式の基準に基づいて交付の終期を設定していくものとする。

#### 4 補助金等の見直し基準4（具体的見直し基準）

上記に挙げた補助金等の見直しは、基準1、基準2、基準3により補助金等に対する性質別、目的別及び種類別等の視点から考察し、基準4においては、補助金等に係る具体的な見直し項目を掲げ、当該補助金等が該当する項目を把握し、廃止、縮小、整理、統合、改革、継続、拡充に該当する改善策を、翌年度予算に反映させるものである。

### 【4】補助金等の評価

#### 1 補助金等の見直し結果報告

補助金等の交付所管課は、補助金等の交付事業の見直しを行うため、基準1～4により見直しを実施し、「小金井市補助金等の見直し結果報告書」により結果を報告するものとする。

#### 2 補助金等の見直しの結果の取扱い

##### (1)翌年度予算への反映

既存の補助金交付事業に対して、基準4で得た評価（廃止、縮小、整理、統合、改革）については、翌年度の予算に必ず反映させるものとする。

##### (2)補助金等の見直し結果に対する該当補助団体等への説明

補助金等の見直しの結果、廃止、縮小、整理・統合、改革等により、見直しの改善

が実施される該当補助事業者に対し、報告し理解を得るものとする。

### (3)その他

「補助金等が少額で効果が少ないもの」で廃止評価の場合は、市民会議の提言による「類似団体の少額交付を、団体間で調整し重点配分方式への変更」等の提言を参考とするなど、財源の有効・効率執行を図るものとする。

## 【5】小金井市補助金等検討委員会の設置

小金井市補助金等の執行の適正化を総合的見地から審査するため、庁内に「小金井市補助金等検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、補助金等交付の所管課より報告された補助金等見直し結果報告書に基づき、補助金等の交付について総合判断を行い、また、新設される補助金等の交付についても、事前に審査を行うものとする。

### 見直しに当たっての留意事項

#### 1 「小金井市行財政改革市民会議」の答申について

補助金等の見直しを実施する場合は、小金井市行財政改革市民会議の答申（「小金井市における補助金等の執行について」）を必ず事前に一読願ひ、答申の趣旨を十分理解した上で、見直しの実施を行うよう願ひます。

#### 2 基準の策定について

答申で「補助金の見直し方針」及び「補助基準」の策定を指摘されたことにより、「見直し基準（基準1～4及び評価表）」を定め、既存の補助金の見直し（新たな補助金等の交付基準にも使用）を行うものです。

#### 3 見直しの方法等について

所管する補助金等を、基準1～4により1件毎に見直しを行い、補助金等交付の状況（補助目的、事業の達成度、補助事業者の活動状況、補助額、対象者、多摩5市類似団体との比較等）から、改善の必要がある場合は、新年度予算に反映させ、基本原則等に合致する補助金交付、市民から理解される補助金制度の確立を目指していくものです。

#### 4 基準2・基準3の区分又は分類の参考資料について

基準2（性質的分類）及び基準3（目的別分類・終期設定）の見直し作業では、行政サービスの分類という一つの指標を使用して、当該補助金の本質を理解し、補助金交付の基準に沿って区分・分類していくものですが、補助金を交付している事業は多

種多様となっており、名称等から一見して区分・分類ができるとは限りません。(事業の性質判断と補助金等の目的分類)

今回、基準に沿った見直しの実施は初めての試みであり、基準2及び基準3の区分・分類等については、各課の考え方の統一性を図る必要から、財政課で独自に分類・区分の判断を行いました。

所管課は、これを参考としていただき、区分・分類等の判断が財政課と相違する場合は、所管事業及び補助対象事業の実態を熟知する所管課の判断を尊重する。(基準2・3による分類結果が、基準4及び評価に大きな影響を与える。)

#### 5 基準4による「補助金交付の評価」

基準1～3までの見直しは、当該補助金に係る事業の性質的・目的別分類により「事業の本質」を理解するもので、基準4では現在の補助金交付等の現状を把握(補助事業者の活動、交付額、類似団体・27市との比較等)することにより、補助金交付に対する総合的な評価(廃止・縮小・改革・継続等)を行うものです。

#### 6 「小金井市補助金等の見直し結果報告書」について

基準による見直しの結果は、「見直し結果報告書」により財政課へ提出願います。

参考資料

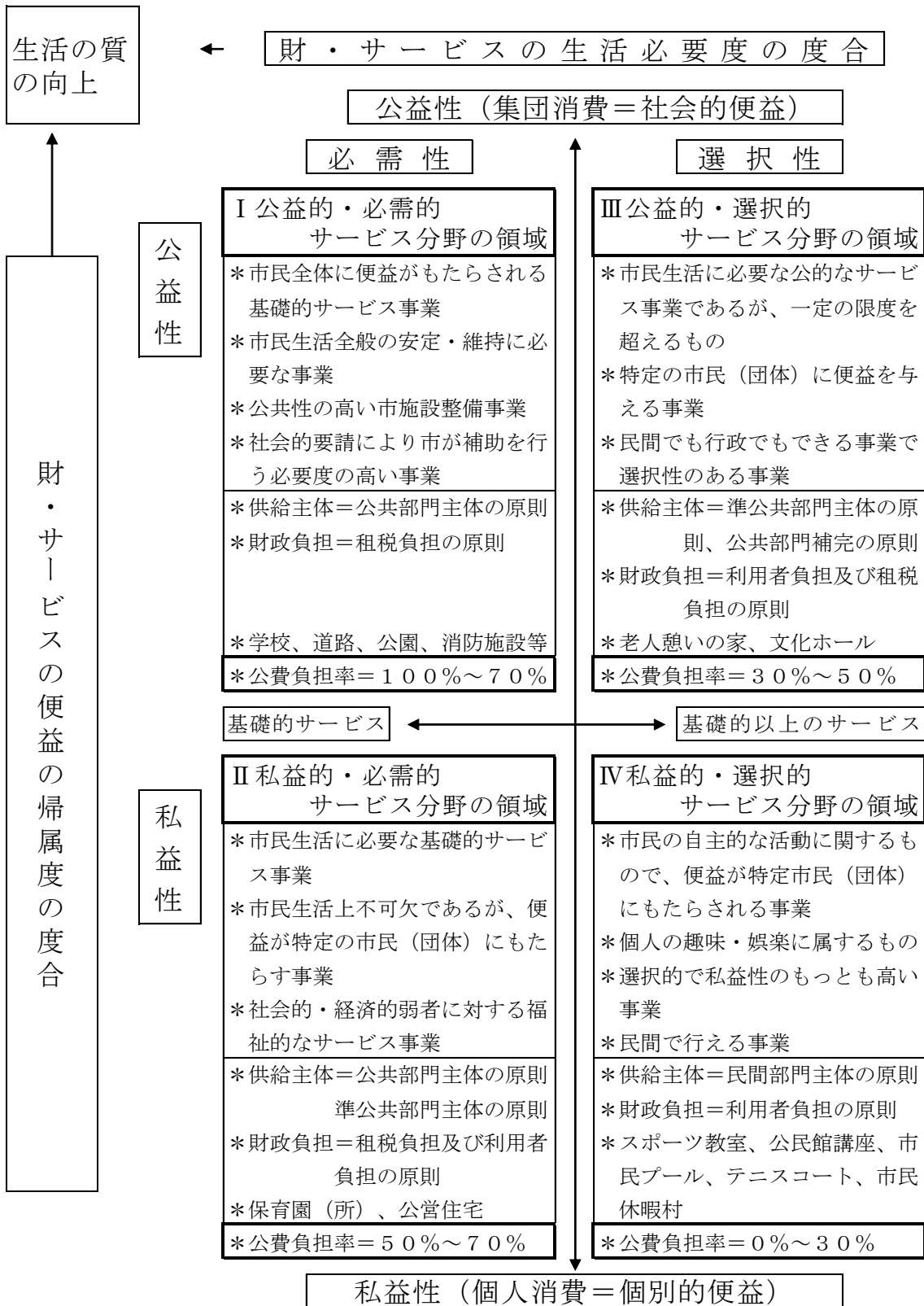
補助金等の見直し基準 1 (基本原則)

所管する補助金交付事業が、基本原則と整合性を持つことを確認する。

(該当に○印)

基本原則	内 容 等	該 当
(1)公平性の原則	補助金等は、広く市民のために使われるべきで、特定の個人や団体に特権的な利益や恩恵を与えるものであってはならない。	
(2)公正性の原則	補助金等の交付は、明確かつ具体的な目的と対象に対して公正に行われ、交付の趣旨に添って適正に使われるようにしなければならない。	
(3)公益性の原則	補助金等の交付は、多数の市民の福祉に役立つもの及び公益のために正当と認められる十分な理由があるものでなければならない。	
(4)重要性の原則	補助金等は、市の行政目標に照らし、重要性の高いものに優先的に交付されなければならない。	
(5)効果性の原則	補助金等は、市民のために有効と認められる十分な理由があり、それに見合う行政効果が期待できるものに対し交付されなければならない。	

補助金等の見直し基準 2 (性質的分类)



\* 供給主体・財政負担・公費負担率は、あくまでも原則的な目安とする。

\* 準公共部門とは、地方公営企業、公益法人、第3セクター等

補助金等の見直し基準 3 (目的別分類・終期設定)

所管する補助事業を目的別に分類し、補助事業への交付期間(終期)の設定を行う。(該当に○印)

目的別分類	補助事業の概要	終期設定	該当
①奨励的な補助	<p>*団体の行う事業を奨励することにより、それらの活動や事業を市民に広く普及・啓発するための補助</p> <p>(例) 市民生活に有益な事業等の調査・研究関係補助、ごみ減量補助、優良事業の奨励補助など</p>	最長3年	
②育成的な補助	<p>*事業を行う団体等が脆弱であるため、自立・実行できるように育てていくための補助</p> <p>(例) ボランティア関係事業補助、まちづくり関係事業(自主防災等)補助など</p>	最長3年	
③援助的な補助 (団体補助)  (個人補助)	<p>*事業の運営等において、会費や事業収入等の自主財源等だけで運営することが困難である事業に対する補助</p> <p>(例) 福祉的活動運営費補助、スポーツ・文化振興活動運営費補助など</p> <p>*市民の利便性や快適性・公平性につながる事業で、対象者にも応分の負担能力はあるが、行政の一部援助が必要と思われる事業に対する補助</p> <p>(例) 幼稚園児童保護者補助、奨学金等に対する補助など</p>	最長3年	
④委託的な補助	<p>*専門性、効率性の面から側面支援することで、事業の成果が大きく、行政の代替的役割を果たせる事業に対する補助</p> <p>(例) 障害者・高齢者施設等の運営費補助、公共施設運営管理補助など</p>	最長5年	
⑤保護的な補助	<p>*社会的弱者等の保護、自然・文化財等の保護を目的とする活動事業等で、行政施策の補完を果たしているが、構成員や事業対象者にその費用負担能力が脆弱なため、自立や保護に向けて援助していくための補助</p> <p>(例) 障害者や高齢者の保護・援助関係補助、自然環境・保存樹林保護等に対する補助など</p>	最長5年	



補助金等の見直し基準 4

補助金等を各項目ごとに見直し（制度・金額・対象人数・補助率等）を行い、「廃止」「縮小・整理・統合」「改革」「継続・拡充」の評価を行う。  
 （\*評価欄には、該当する項目すべてに○印）

見直し内容		見直し基準	評価欄
廃止		1 公益上の必要性が少ない。	
		2 すでに所期の事業目的を達成している。	
		3 交付当初より必要性が低下している。	
		4 補助金の効果が少ないもの。（金額が少額等）	
		5 補助金の使途が本来の目的を失っている。	
		6 活動のない団体へ慣行で補助している。	
		7 補助事業の対象者が減少している。	
		8 特定の団体に慣例的に交付している。	
		9 決算に占める食料費の割合が高い。	
縮小・整理・統合		10 繰越金が補助額と差がない。（または超える）	
		11 団体の財源を補助金に依存しすぎている。（50%以上）	
		12 複数の補助金等の交付を受けている。	
		13 補助率（額）が他市・他団体に比べ高い。	
		14 補助率（額）が他の類似団体（多摩3市）に比べ高い。	
		15 他の補助金と補助目的が類似している。	
改革		16 交付期限を定めて自立を促すべき。	
		17 利用者負担等財源の再検討の必要がある。	
		18 補助事業の支出科目を補助金で支出するのは不適當である。	
継続・拡充		19 制度を改善する必要がある。	
		20 市民全体の便益につながる。	
		21 市の施策の補完となっている。	
		22 実施計画等に合致している。	
		23 福祉施策の一環として評価できる。	
		24 法令等で義務づけられている。	

（注）類似団体（多摩3市）とは、昭島市、国分寺市、東久留米市をいう。